

奈良県訓令第一号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和元年五月一日から施行する。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

第三号様式の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。